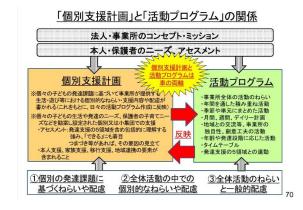
専門別研修 障害児支援コース

- 1 国研修で伝達されたこと
- ① 行政説明:「児童期における最新情勢」
 - ・子ども家庭庁の創設から、こども基本法・こども大綱・各ガイドライン(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)の説明・個別支援計画作成のポイント・地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備。
- ② 児童期における支援提供の基本姿勢。
 - ・R6 年 4 月施行児童福祉法の改正により、通所施設の役割が「×指導・訓練」→「支援・習得」へ変更となった。
 - ・療育は発達支援(障害基本法第17条)
 - 発達支援の全体構造

発達支援の全体構造

・個別支援計画と活動プログラムの関係



- ③ 児童期における支援提供のポイント
 - ・5 領域という表現は同じ・それぞれの理解



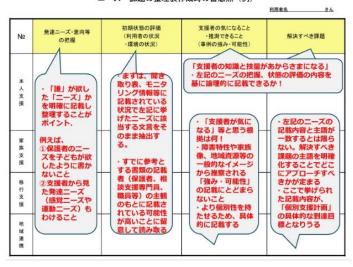
- ④ 児童期における発達支援~本人支援について~
 - 「障害児である前に子どもであること」「多職種連携の理解」
 - ・発達的視点とは:子供は育ち、 変化するという観点、子どもは育てる 対象であるという観点。
 - ・発達支援におけるアセスメントのプロセス
 - ・ニーズ整理表:課題の主語を明確化。 主語をはっきりさせることにより、誰のニーズ

解決すべき課題=個別支援計画の具体的な 到達目標となりうる。

なのか整理していく。

・多職種連携においてのアセスメント





- ⑤ 児童期における相談支援の目指す方向性
 - ・児童期の相談支援の特徴:子どもの支援はわからない??と敬遠しがち…なことが多い。
 - ・こどものセルフプランは、保護者が書くセルフプランで、本来のセルフではない。

児童期の相談支援の特長

- ①、**障害が未確定の頃から相談**を開始し、計画相談の開始に至るまでにケースによっては $1\sim2$ 年かかることはある。
- ② **障害者手帳を受けていないまま**、医師の診断書又は専門家の意見書を得つつ、計画相談を開始することがある。(市町村の審査会等の評価が必要。)
- ③ 発達の観点を中心に立案していくことが必要。(専門家の意見を 収集することが大切。)また、子どもの状態を共有していく際、医 療・教育も含め、複数以上の専門家が関わることは多く、それぞれが 日常的に使う専門用語、略語を使うこともあり、相談支援専門員が中 に入って、家族が理解できる情報の整理整頓に力を注いでいることが 大切である。
- ③,面談の主たる対象が保護者になることが大半。そのため、本人ではなく、保護者の意向を中心に話が進んでいきやすいことに留意。⑤、保護者だけでなく、祖父母、兄弟姉妹の気持ちや状態を把握し、そうした方を対象とした面談の機会を検討していく必要がある。

児童期の相談支援の特長

⑥ 短期間に移行期が多く、モニタリングの頻度を調整する機会は い

- ① 子ども自身が、成長と変化に富む時期であり、また転居等家庭環境が大きく変化することがあり、福祉サービスの**受給量について、増減を検討**する機会が多い。
- ⑧ 学齢期の多くの事例は、日中活動の中心の場は学校であり、福サービスの提供については、その生活の補完的な役割となることがは、おいる管していく。
- ⑨. 入所支援利用の場合は、児童相談所が給付決定を行なうため、相談支援を介さない。(事例によっては相談支援による後方支援の実施を検討していく。)
- ⑩、社会的養護家庭の事例等、家族や利用している事業所など、障害 福祉以外の関係機関と情報の共有を重視しなければならないことがある。

障害児 福祉計画 における 相談支援

- 相談支援の本来の目的を果たすための地域システムについての検証
- 適切な児童期の相談支援事業所の数についての検討〜見込み量はニーズに沿ったものになっているか?
- 基幹相談支援センターにおいて、その地域の児童期の相談支援体制について、どのように論議を深めているのか?
- 自立支援協議会における児童期の部 会活動は、児発管と相談支援専門員 が協働で実施しているか?

- ⑥ 児童期における支援提供プロセスの管理に関する演習
 - ・医学モデルに立った内容ではなく、ストレングスモデルに立った前向きになる計画を立てる。
 - ・意思形成支援:意思の決定・意思決定の支援・意思形成の支援・意思形成に向けてすべきこと。
 - ~彼らに「意思がある」ことが大前提~
- (7) 支援内容のチェックとマネジメントの実際
 - ・ライフステージで見た移行支援~「支援に関する情報」「想い」をつなぎ、本人や保護者の「同意」 児発管・相談支援専門員との協同、「家族支援」。
 - ・児発管と相談支援専門員の連携の在り方を確認する。
- ⑧ 研修実施県からの報告
 - ・神奈川県:標準カリキュラムで実施。今までは障害児支援は相談支援専門員の研修でのみ実施だった。相談支援専門員12名、児発管8名が参加。参加が少なく残念。アナウンスの方法や、日程も検討していく。

演習講師を含めた打ち合わせ3回。課題は、2 日間でこの講義の内容がボリュームがあり、盛り込んでいくのは難しい。演習講師もそれを理解して、ポイントを伝えることの必要性を実感した。グループはエリア分けして作成。障害児の相談をこれから始める方もいたり、理解度はバラバラ。介入の必要性がある。児発管と、相談のネットワークを作っていくための具体的な方法を伝えられると良い。

- ・千葉県:標準プログラムで2日間実施。事業委託。行政説明をプラスして2日間で、標準プログラムを短縮して実施、行政説明は県から派遣。講師との顔合わせが1回しかできず、講師に内容はお任せになった。参加者は81名。相談支援専門員研修の中で行った。今年度は児発管と共に行うので、倍になるのでは?昨年度は相談の専門研修で募集したが、参加者の半分が児発管だった。児童の研修がないので、ありがたいとの声が多数あった。お互いの立場を共有できたが、焦点の絞り方が難しいと感じた。子どもに特化した研修がないので、現場は不安を抱えながら実務をしていることを感じた研修だった。
- ・福井県:初めて開催をした。主催は県。受講料は無料。中核都市の福井市が後援。国研修受講者が講師。参加者は、現場指導員24名とリーダー14名。3分の1が相談員だった。講師は会議を5回実施。狙いをどこに置くのかが焦点。相談支援と児発管の連携に重きを置いた内容で実施した。研修アンケートでは、情報が少ない中で、相談員⇔児発管が、個別支援計画⇔サービス等利用計画を立てる経験をしたことで、色々な立場から参加して、相手の立場も知れたことが大きかったとの回答が多数だった。
- ・愛媛県: 児発管14名、相談31名で実施。主体は委託で運営。受講料は無料。標準カリキュラム+サービス等利用計画を児発管と一緒に共同で作業することを狙って行った。モニタリングの個別支援会議を取り入れて、サービス担当者会議と、個別支援会議の体験を両方行った。講師は自立支援協議会に参加してる方。経緯としては、子ども部会で特化した研修がないので、困ってることがあるのでは??と共同で開催。子ども部会→自立支援協議会へ提案。子どもを知ってもらうこと。お互いに計画書を立て合うことで、相互理解が進んだ研修であった。

☆総評:実施県は、熱気・活気があってよい研修会だった。各専門別を回すことではなく、複数を並行して実施し、毎年ブラッシュアップしてもらいたい。

- ⑨都道府県における障害児支援専門コース別研修実施にかかる課題と受講生の役割
 - ・グループ・ワーク ※他参加者は、児発管として研修に参加。 参加者~岐阜県・秋田県・長崎県・徳島県・東京都(稲垣)
 - ・秋田:セルフプランにおける児発管の役割:地域性、現状として負担が増えている。 ☆地域における課題の違い:セルフプランが存在しない県もある。

- ・要保護児童対策協議会の児童の対策について。
- ・医療的ケア児の問題について。受け入れは難しいと判断する事業所が多く解決策が見つからない。
- ・共同研修は、お互いの立場や役割、理解を深められるということになり良いと感じている。
- ・協議会の中で児童部会があるが、事業所が多くなってしまって、まとまらなくなってきている。不登校児の対応について、加算も入ってきたので有意義な話が部会でなされているので、専門別研修が始まれば、情報交換ができるようになればいいな…と実施できる体制を作っていかないとならないと、課題に感じている。
- ・長崎:①②③受講料は? ただでさえ、有料なのに…とにかく法定研修だけ受けて更新を促す事業所も多い。スキルアップのための研修に係る費用の捻出はどのように行うのか??相談支援と児発管の研修を受けてる団体が2つある。団体間の軋轢がある…。
 - ・講師の確保が難しいのでは??
 - ・岐阜:①②③④研修センターが委託で実施しているが、FT も講師も不足している。
- ・徳島:法定研修に手がいっぱい。①⑤相談の現任を受けた。専門職の捉え方を学んだ。視野が狭いな…と感じた。今回は研修に1名ずつ出ている
- ・秋田: ①②⑦研修の講師や委員が足りていない。企画まで至らない。法定研修で担い手がもう一杯。本業がある中で、それに費やせない。専門コース別研修自体ができない。相談の研修を受けたが、厳しかった。なんていうか、雰囲気というか、講師の方により、大きな差が生じている。

⑩ 研修のまとめ:公開討論会

○支援現場で今年度起きていること:職員が育って行かない。学ぶ場が足りないなど…。

報酬改定:現場は何も変わらない。職員の意識は変わってきている。既存のものに、新しい視点をどのように取り入れるか。何をすれば収入が上がるのか?意識づけが出来てきているのではないか?

加算としてでてきた部分では、新たに取ろうというよりは、家族支援とか連携加算とか、今まで行ってきた ものに評価をしてもらえることが大きい。その反面、体制加算は難しい。

○うめだあけぼの: 児発の中核機能。中核拠点型自発センターとしている。あたらしく始めた事業は大きくはない。半年経って、今までやってきたことを評価していただいている。地域に児発センターが数多くあるが、いくつの事業所が中核に手を挙げているかわからないが、7月にはまだないと聞いている。一元化は、まだ全く検討していないところもある。3つの児発センターを持っていた事業所が一元化しているケースはある。本格化していくと考えている。幼稚園や保育園の中で児発を始めるケースが出ている。保育園や幼稚園で働いていた方々が、基礎研修を受けるケースが見られ始めている。新しい動きかな。

○北口:センターの中核機能としては、昨年度とは変わらない。センター機能を活かしながらの課題が多くある。加算の取り方が大きなポイントになっている。全体としては、報酬改定後に変化はない。コロナがまた増えている。2 類だろうが5 類だろうが閉鎖する。子供の安全が第一。5 領域を意識して取り組んでいる。意識しすぎて、支援に落ちない。領域の連動性に問題が生じている。一連の流れを汲み取ることが必要。5 領域の言葉の一人歩きが始まっている。ぎこちなさを感じないように、子どもの最善の利益を考えていく。自身で納得して理解して支援を行うことが大切。

○小松、医ケア:地域相談支援センターそれいゆ

個別支援計画を相談支援専門員へ提出したいが、断られたと相談が来た。報酬改定の内容を相談支援専門員が理解していないことが原因。

医療的ケア児が早期に退院して事業所に通うこと、医療との連携がどうしたら取れるのか、相談が増えている。 コーディネーターが介入しながら。孤立を防いでいる。医ケア児対応の重症心身障害児事業所は欠席が多いこと により、成り立たない。閉鎖も起きてしまっている。孤立しないために、医療的ケア事業所に報酬改定の説明を 行った。

○標準プログラムの推奨について

大塚:事例の話も出たが、児童期からの観点が不足する部分がある。児童期特有のものの意味が非常にあるのではないか。国研修は伝達研修の要素も強い。国からに伝達がるのが多い。子ども家庭庁が出来たことで、推進されていく中で、施策の変化に伴って、変化を理解して情報を得ていただき、自治体で共有しいていただきたい。障害児支援コースを。

光真坊:カリキュラムは2日間だが膨大。地域の中で子供が育っていくことがとても大切。基本のきになる部分しか今日は伝達できていない。相談支援の分野から始まった。現場から障害児支援のニーズがあってきたもの。コアメンバーで議論しながら進めていく必要がある。「子ども真ん中:地域の宝」地域の中でどう育てていくか。子どもの権利擁護。アセスメントの課題。発達支援の5療育の理解を進めてほしい。専門職の支援という言葉が

多く出ているが、国家資格のあるリハ領域ではなく、保育士や児童指導員も専門職と自信を持ってほしい。本人 支援の中で、預かりだって、散歩だって、発達支援の中の療育に入ってくる。

○研修実施していくにあたって

その土地の文化を踏まえて、地域で研修できる機会を探していく。経験豊富な方々は、次の担い手に譲っていかなければならない。国研修でこれだけ資料があって、研修を実施するのはそんなに難しいことではないのでは?うめだ:東京は人が多いので基礎研修が千人・二千人。FTも大がかりな募集をかけている。実際に集まってみると、やってみたいって言ってくれる人たちは、集まって広がることのメリットを感じている。思い切って進めてみたらどうなのか?1回目、2回目と。東京も資料を丁寧に作っているが、資料があると次につながっていくな…と感じる。

小松:相談支援専門員として、研修も関わっていると、児発管がこんなことで困っているんだと感じる。相談としても、もっと地域で活動しなければならないのではないかと感じている。今日の講義の内容をコアなメンバーで共有していただいて、地域でアレンジしていただいたらよい。自身もやってみることで勉強になり、力不足を感じる。また来年どうしようか?と。なかなか人材を担える人がいないのはあるが、地域をわかっている方々が実施するのはどうなのか。地域性を理解した人がFTになってくれたらいい。

質問

- ・相談員の人員不足について国はどう考えているのか?
- 相談支援専門員が不足している地域ではどのようにしているのか。児童のセルフが増えている。この研修を協同して、周知していく。子どもは難しいとならないようにしていく。
- ・参加者のレベルが様々であるがどうしたらよいか?
 - 実践研修等も、同じ。専門別研修の方が、学ぶ意欲があるので、問題ないのではないか?

事業所の質の向上をしていくために、専門別研修に来てもらって、見学に行って、質問して、支援の狙いを聞いたり、説明をしないとならない、縁をつないで、施設をサポートする。

まとめ

- ・地域づくりを面として作っていく中で、都道府県でしっかりと研修を行い、各自治体、地域に落としていけるように伝達をしていく。
- ・優性保護法の敗訴に向けて、対策推進本部立ち上げの総理の発言があった。偏見や差別ない。HPに掲載されている。
- ・令和5年度福祉推進事業の発信。
- ・昨年度の実施状況を掲示。
- ・報酬改定の影響で意思決定支援の状況はサービス提供事業所の皆さんも実施していただく。
- ・各自治体で実施していただきたい。

2 意見交換等で得た情報

- ・すべての都道府県が、大人の事例を用いて、基礎研修を実施している。子どもを用いた事例での研修が行われてはいないが、成人移行までの情報を取り入れて、児童分野を賄っているのが現状。
- ・演習の時間配分については、標準プログラムの中で内容が難しいのはわかるが実施してほしい。
- ・国研修を終えて、今後、専門分野別研修を行っていく中で、受講料設定は、0円~様々。
- ・重症心身障害児の本人の意思決定についてどうしたらよいか?→各関係機関から聞き取りをしながら、推測も入るが情報を得て作成していく。ご本人の状態やサインを共有していく。
- ・学校とのトライアングルの連携→教育計画のやり取りは簡単ではないが、国は打ち出している。先生たちの現場はそれを必要としている。事業所への情報の出し方は、困惑をしているのではないか?今後は浸透していくと考えている。東京足立区は、学校にも入りやすくなっていて、小学校に門前払いされることはない。顔が見えて、話ができている関係。学校にとっても、プラスになる存在であることを理解してもらうことが第一、多職種連携の第一歩は連絡から。
- ・個別支援計画を提出しているが、相談支援専門員がどのように活用しているのか?→モニタリングの機会に情報として活用していく。また、会議の中で、目標達成のためにそれぞれ役割分担を提案していく。
- ・研修の実施が進んでいかない背景として、何があるのか??現場の意見を聞きながら、こども家庭庁としても進めていきたい。

- 3 伝達されたことを都研修と関連付けて考えたこと
- ・相談支援専門員としての個別支援計画の活用方法について
- →サービス等利用計画が、各事業所において、有効活用していくためには、会議において、総合的な支援の方針 を確認して共通認識する必要があり、課題の共有→支援の方針→目標設定を行っていく必要性を実感しいた。
- ・相談支援専門員が作成するサービス等支援計画と、個別支援計画との連動について
- →サービス等利用計画を基に、個別支援計画を作成するイメージの定着を図っていく必要がある。自身は、子ども発達支援センター相談支援専門員で、保育所等訪問支援の管理者も兼務している中で、センターのスーパーバイズ機能の中での研修会や、東京都相談支援従事者研修の中でも改めて広めていきたい。
- ・ニーズ整理表の相談支援専門員との記載内容の違いについて
- →よりニーズが細分化されているのを感じた。その中で、ニーズの主語をはっきりさせて記載していく方法の中で、障害児はより、本人のニーズを載せていくことの重要度を感じた。

☆最後に…

今回の研修は、他府県の児発管として従事し、研修を実施している方々と、交流する貴重な機会でした。自身もサビ管・児発管の更新研修を昨年度も受けたが、GWでの参加者の意識の違いを大きく感じ、学びたい人に合わせることは難しく、更新で来ている方々の意識との差を感じていた。そして、サビ管の方々が大多数の中で、児発管は「AWAY」な雰囲気を感じ、相談支援従事者研修と同じ悩みがあることも痛感した。そんな中で、専門別研修の「障害児」コースについては、障害児に関わる支援者対象の研修である中での心理的安全性を保ちながら、研修を実施することは、より、理解を深めることにもつながった。また、カリキュラムの明確化により、全国での実施について、ボリュームがあり内容を絞る必要はあるものの、実施可能という現状を知ることができた。自身が研修を受けた際のことを思い出しながらカリキュラムを振り返り、またその中で研修を作り・実施していく(相談支援従事者研修の中で)現在の状況の中での、カリキュラムの捉え方にも大きな差があり、大変収穫の多い研修となりました。このような研修の機会を与えてくださった皆様に御礼申し上げます。ありがとうございました。

報告者:(所属) 中央区立子ども発達支援センター

(氏名) ____ 稲垣 __ 藍

令和6年度サービス管理責任者等指導者養成研修会(国研修)受講報告

専門コース別研修意思決定支援コース

1 国研修で伝達されたこと

- (1) 意思決定支援コース研修の意義と都道府県研修の実施促進について
 - ○「意思決定支援は全サービスの土台」

本人の希望する暮らしの実現に向けては、前提として意思形成や意思表明に対する支援を本 人及び障害福祉サービス事業所の管理者やサービス管理責任者等の関係者によるチームに より丁寧に行う必要がある旨を記載。(令和4年6月とりまとめられた障害部会報告書)

- ○障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
- ⇒意思決定支援ガイドラインを知らない 20.0%

意思決定支援ガイドラインを活用していない 35.5%

意思決定支援責任者の選任状況 いいえ 81.7%

意思決定支援ガイドラインに基づく意思決定支援会議の開催 いいえ 67.2%

意思決定支援計画の作成をしていない 63.3%

(令和 5 年度障害者総合福祉推進事業 意思決定支援等の取組に関する調査 一部抜粋)

- ○障害者の意思決定支援を推進するための方策 (令和6年度報酬改定による改正内容)
- (2) 意思決定支援の必要性(講義・演習)・意思決定支援とは(講義)
 - ① 障害福祉サービスの提供等に係る意思決定支援ガイドライン研修
 - ※気づきグループワーク 意思決定が大事であるということに気づく

「意思決定支援」をする主体は? ⇒ 支援者

「支援された意思決定」をする主体は? ⇒ 本人

※意思決定支援は主体が変わっている。私たちが進めるのは支援された意思決定 意思決定をする主体は本人であり、支援者はサポーター

意思決定=人の自由権を支える、進めるもの

「意思決定支援」は目的?手段?⇒ 手段

「意思決定支援」の目的は? ⇒ 本人が意思決定すること

演習) 1. 人生での意思決定の経験

周囲からの反対を押し切って意思決定した経験についてグループで共有。 その経験を 踏まえ、今どのように感じるかについても話し合う。

- 2. 本人の意思決定に基づいた支援
 - これまでの利用者への支援の中で、本人の意思決定に基づいて行った支援事例を共有。
- 3. 他者の意思に基づいた支援

これまでの利用者への支援の中で、本人の意思ではなく、他者の意思に基づいて決定した支援内容の事例を共有。それは誰の意思?なぜ、本人の意思ではなかったのか? 事例から見る「意思決定支援」一意思決定に対する阻害要素とは?一

- 演習)「意思決定を支援するかかわり」について考える。その人の意思決定を阻む要素は何か。
 - 1. 「権利」に関する事例
 - 2. 「支援付き意思決定と代行決定」の経験に関する事例
 - 3. 「意思決定におけるリスク」の経験に関する事例
 - ⇒意思決定を支援するかかわり支援例を確認

意思決定を阻む要素とは…

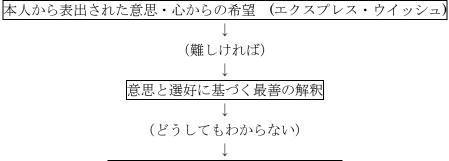
- 話さなければ言葉がないと思ってしまう
- ・表明がなければ、意思がないと思ってしまう
- ・障害があることで、達成できる能力がないと判断してしまう
- ⇒本人の可能性を信じることができない。その理由はどこにある?

- ・サービス提供機関の事情・利益優先
- ・安全を保障できない責任を持ちかねる (リスク回避)
- ・情報・経験の不足
- ・逆に先回りして代行してしまう (パターナリズム)
- ② 「意思決定支援」における基本的考え方
- ○基本の3つの考え方(理念・原則)
 - ・最善の利益(ベスト・インタレスト)
 - ・意思と選好に基づく最善の解釈
 - ・本人から表出された意思・心からの希望(エクスプレス・ウイッシュ)

国連・障害者権利委員会 一般的意見1号(条約第12条)

「意思と選好に基づく最善の解釈」が「最善の利益」の決定に取ってかわらなければならない。 「意思と選好」のパラダイムが「最善の利益」のパラダイムに取ってかわらなければならない。

- →これまでの「良かれと思う支援」から「いろんな情報を集めて解釈」へ
- →優先順位による整列



最善の利益 (ベスト・インタレスト)

(最後の手段)

○支援付きの意思決定と代理代行決定は何が違うの?

支援付きの意思決定 = 本人が意思決定主体

代理代行決定 = 第三者が意思決定主体

- ※「客観的最善の利益」に基づく「意思決定支援」では、本人意思が引っ張られる?
- ○日常生活における意思決定とは
 - ・必ずしも法律行為に至らない
 - ・必ずしも重大な医療上の判断を求めない
 - ・時間に制限されない、

意思の表明・表出および決定である。

(日常生活として基本的な生活習慣や活動参加に係る行為、すなわち食事、衣服の選択、外出、排泄、整容、入浴等基本習慣であるとか、あるいは余暇活動、障害福祉サービスの利用等であって、事実行為の要素が強い)

○レスキューモデルとエンパワメントモデル

モデル名	状況	目標設定	支援のあり方	意思決定 の出発点
	解決の要請程度が高い、緊急	的に安定した状態に至ら	しくは配慮した代理	本人以外 から始ま る意思決 定
エンパリ メントモ デル	差し迫った解決要請ではな く、本人の意思決定がより高 められることが目標で、時間 的に差し迫っていない。	出できるようにし、意思	や「音思と選好に其	本人から 始まる意 思決定

○日常生活における意思決定の支援との接続

|エンパワメントモデルの相| → |レスキューモデルの相| → |エンパワメントモデルの相

日常生活

非日常な事態

日常生活

決めたいことに対応

決めなければならないことに対応 決めたいことに対応

○意思決定の支援の層

意思決定支援の層	内容
個々の意思決定場面に対する支援	・日常生活の意思決定支援 ・危急時の意思決定支援 ・困難な人の支援/コミュニケーションの工夫 ・「意思と選好」の活用
意思決定を育てる/支援を育てる	・内発的動機づけ/自己効力感の形成 ・小さくても自分自身の願い ・支援のチーム形成 ・決定支援に対する感度を高める
環境の整備	・話しやすい場所、時間、相手、方法など ・意思決定支援に関する考え方、態度やルールの共有 ・保護からの踏み出し「リスクの尊厳」 ・研修の実施、協議の場の形成 ・選好情報の収集、蓄積、共有、更新
豊かな経験	・多くの体験→選択肢を得る体験・決定と表出の良い経験・内発的動機付け・自己効力感への配慮

- ○どうしたいか、を豊かな経験によって育む/周囲が大切にする
 - ・自分の中に選択肢をたくさん作る 選択肢を作ってこなかったのに、さあ選べと言われても無理
 - 好きなものを選ぶ経験をたくさん作る 自分の好きなものが自分でわかるためには、選ぶ経験を大切にする
 - その人の好みを周りも大切にする。
 - ③ 障害福祉サービスの提供に係る意思決定支援ガイドライン解説
 - ・ガイドラインの背景と趣旨
 - ・ 意思決定支援の枠組み
 - 1. 意思決定支援責任者の配置
 - 2. 意思決定支援会議の開催
 - 3. 意思決定支援計画の作成とサービスの提供
 - 4. モニタリングと評価及び見直し
 - ④ 「意思決定支援」ガイドラインに基づく支援プロセスを理解する
 - a) 支援付き意思決定の実践(意思決定責任者によるファシリテーション)
 - 演習) 事例を動画で観て、意思決定場面についての話し合い。
 - ○意思決定支援型会議(本人中心会議)と介入型会議(支援者中心会議)
 - ○ファシリテーションの観点から事前準備の段階で共有しておきたいこと
 - ・参加メンバーの確認 ・意思決定支援の基本原則の確認 ・会議の目的とルール
 - ・参加者の役割(ファシリテーターとアドボケイト役を意識的に分ける)
 - ・合理的配慮事項の確認
 - ○意思決定支援の限界 →本人の示した意思は、それが他者を害する場合や、本人にとって見 過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り、尊重される。

- b) 意思決定支援上の情報収集と記録化
- ○なぜ情報収集と記録をするか
 - ⇒独り善がりではない、プロセスを重視した支援を行うためにも有用。 「意思と選好に基づく最善の解釈」を行うために必要な選好情報に焦点を当てる。
- ○意思と選好情報の収集・共有・蓄積・更新
- ○いつ、どのように行うか?
 - ⇒主として「エンパワメントの相」で継続的に行われる。「レスキューの相」でも活用される。 具体的に明確に、客観と主観を整理

安全性(リスク)と幸せ(幸福度、ハピネス)の観点から総合的に判断する。

- 演習) 1 一人の人を思い浮かべ、その人の好きなこと・嫌いなことを3つあげる
 - 2 動画から飲み物や衣類の選択について、行動の解釈や確かめる方法について考える。

2 意見交換等で得た情報

全体を通じた意見交換の時間はなかったが、演習の中でまずは我が事として意思決定について考えることができた。それぞれの体験を通し、自分の意思で進めたこととそれに対する思い、これまでの支援の振り返り等で、まだまだ支援者や家族中心の支援になりがちであることを共有した。また、これまで意思の推測についても、どこまで行えてきただろうか、どれだけ時間をかけてこられただろうか、といった意見やリスクを回避するために本人意思よりも最善の利益に進みがちであることを共有した。

3 伝達されたことを都研修と関連付けて考えたこと

意思決定支援の重要性は、相談支援専門員に限らず、同じように働いているみんなが大切であると知りながら、ここまで突き詰めて考えることが出来ていただろうかと考えた。研修の中で何度も「本人中心」であったり、「本人の言葉を大切にする」ということだったりを伝え続けているが、果たして事例が言葉がある程度話せて、意思確認ができるケースでなかったらどうだろうかと考えた。初任、現任研修で個々のケースを持ってきた際に毎回重度の知的障がい者の意思決定支援については話題になっている。過去に専門コース別研修で意思決定支援について行っているが、今後も継続して、いやそれ以上に常に考え、伝え続けていかなければならないと感じた。

報告者:(所属) <u>あだちの里相談支援センタ</u>ー

(氏名) 芝 美樹子